

西 尾 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 日 時	令和6年11月13日（水） 午前10時00分		
開 会 場 所	西尾市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前11時00分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡将暢 武内基亘 藤井遼太郎 石崎光子		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 齋藤武雄、学校教育課長 藤井健一、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 榊原英一郎、生涯学習課長兼生涯学習センター（仮称）整備推進室長 澤 雅、文化財課長 林 知左子、図書館館長 齋藤俊幸、交流共創部長 石川孝次、観光文化振興課長 木下奈美、スポーツ振興課長 高須清和、教育庶務課 課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 都築佐知子		
議 題	1 会議録署名委員の指名について 2 前回会議録の承認について 3 報告事項 （1）教育長報告 （2）教育部長報告 4 議案審議 議案第36号 専決処分の承認について（歴史公園における行政財産目的外使用許可）【観光文化振興課】 議案第37号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ振興課】 議案第38号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【スポーツ振興課】 議案第39号 西尾市善明市民運動広場の指定管理者の指定について 【スポーツ振興課】 議案第40号 西尾市室市民運動広場の指定管理者の指定について 【スポーツ振興課】 議案第41号 中原インターチェンジ高架下スポーツ施設の指定管理者の指定について【スポーツ振興課】 議案第42号 西尾市グラウンドゴルフ23の指定管理者の指定について 【スポーツ振興課】 議案第43号 西尾市きららテニスコートの指定管理者の指定について 【スポーツ振興課】 5 その他 （1）市内中学校の新制服導入について【学校教育課】 （2）生涯学習センター（仮称）設計業務の進捗状況について【生涯学習課】 （3）庁舎等解体工事の変更について【生涯学習課】		

	(4) 山本眞輔彫刻展の開催について【観光文化振興課】
--	-----------------------------

	添付書類 教育委員会名義使用 10 件
--	---------------------

会 議 の 顛 末

教育長	開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。
教育長	それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。
	1 会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、武内委員、石崎委員 を指名します。
	2 前回会議録の承認
教育長	前回定例会の会議録については、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。前回定例会の会議録については、原案どおり承認することにいたします。
	3 報告事項
教育長	(1) 教育長報告 一旦袖を通したヒートテックが、また煩わしくなってきました。しばらくは晩秋の雰囲気味わえるのでしょうか。学校では、さまざまな教育活動が最盛期を迎えています、一方でマイコプラズマ肺炎やインフルエンザの流行が心配されています。マスクなしの笑顔で、やっと学校の明るさが戻ってきたおりに、再びマスクが増えてしまうことは、とても残念に思います。 本日は、公立学校教員の処遇について報告いたします。文科省は、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた環境整備の一環として、定数改善とともに、教師の処遇改善を打ち出しています。その中では、教職調整額を 4 %から 1 3 %へ、また学級担任加算や管理職手当の改善も含まれています。これによって現状の全ての教育課題が解決されるとまでは思えませんが、人不足の学校現場が抱える負担が軽減し、教職の希望者が増加することに期待するところです。ところが、確定路線とされていたこの施策に、最近になって財務省など関係省庁が横槍を入れてきました。「教職調整額は廃止し、残業手当を支払う」とか「教職調整額については、残業時間削減などの働き方改革を条件に、段階的に 1 0 %まで引き上げる」など、学校の実情を考慮しない無慈悲な提案です。残業時間に応じた手当を支払うのは、一見適切に感じられますが、上限時間を設定された中で、いじめや不登校対応にあたることには無理があります。相談活動や家庭訪問などの生徒指導は、時間に追われながらできる業務ではありません。因みに、いじめの重大事案が起きた場合、聞き取り調査から記録作成、弁護士をはじめ調査委員との面談など、学校は、その対応に、述べ 1 0 0 時間以上を要するのです。また、人あてもせずに残業時間の削減を条件に掲げることは、これまで学校で進められてきた働き方改革の取り組みを無視し、働き方改革を目的化し、教育の価値を度外視した無謀な施策です。現場は、膨れ上がる教育課題と人手不足に喘ぎながら、それでも子どもたちのために奮闘しているのです。 子どもたちのためには、教師力を向上させるための研修は不可欠です。研修は教員に義務付けられていますが、勤務管理の進む中で、そこに費やすことのできる時

	間は、年を追うごとに減少を余儀なくされています。それでも本市の教員たちは、教育論文の応募数は言うに及ばず、各学校の現職教育、市教研活動、学校訪問時の授業づくり等々、県内でもトップクラスの熱意を維持して、教師力を向上させる研修に取り組んでいます。若手の中には、先輩教師を招聘しながら、勤務時間後に手弁当で自主研修を企画している教員たちすらいます。そのような未来の教育を支える萌芽を大切にしていきたいと思います。
教育長	続きまして（２）教育部長報告をお願いします。
教育部長	（２）教育部長報告 私からは、１点報告させていただきます。 「西尾市議会１２月定例会の会期日程」についてです。 １０月２９日に開催された議会運営委員会において、西尾市議会１２月定例会の会期日程が決定しました。 １１月２９日金曜日に開会し、１２月２０日金曜日までの２２日間の会期となります。 一般質問は、１２月２日と３日の２日間で、４日は予備日となります。 １０日火曜日には関係する文教交流委員会と予算決算委員会文教交流分科会があります。 今回もすでに何名かの議員から事前の通告をいただいております、多くの一般質問が予想されますが、しっかりと議員と質問調整を行い、誠実に答弁してまいります。 私からは以上です。
教育長	日程３を終わります。 日程４、議案審議を議題とします。 「議案第３６号 専決処分の承認（歴史公園における行政財産目的外使用許可）について」、提案案理由の説明をお願いします。
観光文化振興課長	ただいま議題となりました「議案第３６号 専決処分の承認について」、提案理由のご説明を申し上げます。資料２ページをご覧ください。 今回、専決処分をした事項は、「歴史公園における行政財産目的外使用許可」でございます。 専決処分をする事由でございますが、株式会社城下町プライドが作成した「城下町にしお まち歩きマップ」の配布ケースを歴史公園に設置するにあたり、先行して配布されている他施設と合わせ、早急に対処する必要が生じたため、令和６年１１月１日に教育長に対する事務委任規則第３条の規定により処理いたしました。 また、同規則第４条の規定により、次の教育委員会に報告し、承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。 株式会社城下町プライドは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う都市再生推進法人として市が指定している民間資本のまちづくり会社でございます。このたび、株式会社城下町プライドが、まちなかを盛り上げることを目的に、自主事業として、資料４ページ、５ページに掲載の「城下町にしお まち歩きマップ」を制作するとともに、西尾市歴史公園内にアクリルケースを設置し、まち歩きマップの配架を希望する旨の申し出がございました。事業者からの申し出を受け、まち歩きマップを配架するアクリルケースを設置する場所の現地確認をしたところ、観光客をはじめ、本市への来訪者が、まち歩きマップを手にするこ

	心市街地周辺エリアにある飲食店等の店舗や施設への訪問、当該エリアの回遊促進につながるなど、名鉄西尾駅を起点に中心市街地の活性化に資すると認められ、事業目的等は適当と判断いたしました。 なお、株式会社城下町プライドが製作したアクリルケースを西尾市歴史公園内に設置するには、西尾市財産管理規則第9条（行政財産目的外使用）第1項第6号の規定により、「教育委員会が特に必要と認める場合に、行政財産の使用を許可することができる」と規定されております。アクリルケースの設置場所は、資料3ページに掲載の場所で、「歴史公園駐車場入口の案内看板」と「尚古荘の駐車場フェンス」の2ヶ所となります。 公共施設における配架は、令和6年11月1日から西尾駅西側ロータリー付近でも行っており、当該場所の所管は産業部商工振興課となります。 以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
武内委員	素晴らしい事業だと思います。チラシの更新予定はどのようなのですか。 長い期間、同じチラシだとよくないと思いますので、随時、更新をして、できるだけ新しい情報を伝えられるようにしてほしいと思います。
観光文化振興課長	ご意見として、事業者へ伝えさせていただきます。
平岡委員	アクリルケースを経年劣化で取り換える際、再度、許可を取る必要がありますか。許可の期間は永年ですか。
観光文化振興課長	許可の期間は、1年更新です。経年劣化でケースを取り換える際、再度の許可は不要です。
石崎委員	インバウンドの外国人観光客に対応するため、多言語のチラシ作成を検討してほしいと思います。
観光文化振興課長	ご意見として、事業者へ伝えさせていただきます。
教育長	他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第36号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	「議案第37号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第38号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。
スポーツ振興課長	まず、「議案第37号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、ご説明申し上げます。 7ページをご覧ください。 提案理由は、体育施設を追加するためでございます。 詳細についてご説明申し上げます。8ページをご覧ください。 本市では、総合体育館など市内の6つの体育施設について、令和7年度から指定管理者による管理運営をしていきたいと考えており、中原インターチェンジ高架下

スポーツ施設及び西尾市グラウンドゴルフ２３についても指定管理者制度を導入する予定でございます。

指定管理とするためには「西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例」に位置付けられている必要がありますが、これら２つの施設は、現在、条例に位置付けられておりませんので、別表第１に追加するものでございます。

また、吉良町駁馬地内において整備を進めておりますテニスコートについて、令和７年４月に供用開始を予定しておりますので、新規施設として別表第１に追加するものでございます。

施設名称は「西尾市きららテニスコート」といたしました。命名にあたり、地元住民、関係スポーツ団体から候補を募ったうえ、提案のあった名称のうちから選定したものでございます。

次に屋外体育施設使用料を規定する別表第９について、西尾市きららテニスコートの使用料を１面１時間あたり３００円、照明設備使用料を１面１時間あたり３００円として追加するものでございます。使用料は、県内の同種・同施設規模の料金を参考に決定いたしました。

なお、西尾市きららテニスコートについても指定管理者による管理運営とする予定でございます。

最後に附則でございますが、中原インターチェンジ高架下スポーツ施設、西尾市グラウンドゴルフ２３については公布の日から、西尾市きららテニスコートについては令和７年４月１日から施行するものでございます。

９ページ、１０ページの新旧対照表ですが、別表第１及び別表第９について、ご覧のとおり施設の追加をいたします。

以上、議案第３７号の説明とさせていただきます。

続きまして、「議案第３８号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明申し上げます。

１１ページをご覧ください。

提案理由は条例と同じく体育施設を追加するためでございます。

１２、１３ページをご覧ください。

条例に追加する施設について、必要な事項を定めるため改正するものでございます。

別表第１について施設利用時間ですが、中原インターチェンジ高架下スポーツ施設は午前９時から日没まで、西尾市グラウンドゴルフ２３は日の出から日没まで、西尾市きららテニスコートについては午前９時から午後９時までとするものでございます。

次に別表第２について施設の休日ですが、市内の体育施設と同様に月曜日及び年末年始の１２月２９日から翌年１月３日までといたしました。

最後に附則ですが、条例と同じく中原インターチェンジ高架下スポーツ施設、西尾市グラウンドゴルフ２３は公布の日から、西尾市きららテニスコートは令和７年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第３８号の説明とさせていただきます。

なお、議案第３７号、３８号につきましては、市議会１２月定例会に関係議案を提出してまいります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第３７号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	これより議案第３８号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	「議案第３９号 西尾市善明市民運動広場の指定管理者の指定について」、「議案第４０号 西尾市室市民運動広場の指定管理者の指定について」、「議案第４１号 中原インターチェンジ高架下スポーツ施設の指定管理者の指定について」、「議案第４２号 西尾市グラウンドゴルフ２３の指定管理者の指定について」、「議案第４３号 西尾市きららテニスコートの指定管理者の指定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。
スポーツ振興課長	ただいま議題となりました「議案第３９号西尾市善明市民運動広場の指定管理者の指定について」から「議案第４３号西尾市きららテニスコートの指定管理者の指定について」は、関連がありますので、一括してご説明いたします。 西尾市善明市民運動広場、西尾市室市民運動広場、中原インターチェンジ高架下スポーツ施設、西尾市グラウンドゴルフ２３、西尾市きららテニスコートにつきましては、西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例第６条第３号に基づき、任意指定により指定管理者を「西尾市小島町大郷１番地１ 一般社団法人西尾市スポーツ協会 代表理事 辻村和敏」とし、指定の期間は「令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで」の５年間とするものであります。 また、西尾市総合体育館も同様に「一般社団法人西尾市スポーツ協会」を指定管理者とし、指定の期間は「令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで」の５年間といたします。 なお、指定管理者となる一般社団法人西尾市スポーツ協会の概要につきまして、１５ページから１６ページに参考資料として添付してございますので、ご確認いただきたいと存じます。 また、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないと定められておりますので、市議会１２月定例会に議案を提出してまいりますのでよろしくお願いします。 以上、議案第３９号から第４３号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第３９号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙

	手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	これより議案第40号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	これより議案第41号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	これより議案第42号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	これより議案第43号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	日程4を終わります。 日程5、その他を議題とします。(1) 市内中学校の新制服導入について、説明をお願いします。
学校教育課主幹	ただいま議題となりました、その他議題(1) 市内中学校の新制服について、ご説明いたします。21ページをご覧ください。 1 導入の経緯についてご説明します。 現在、市内中学校で着用している制服は、各学校長の判断のもと、これまで生地 の改良や機能性向上を図りながら、長く同じデザインのものが採用されてきました。 西尾市小中学校校長会では、昨年度から中学校制服委員会を設置し、個人の多様 性などへのより適切な対応、また、さらなる機能性の向上を図るため、新制服の導 入に向けて検討を重ねてまいりました。 検討の結果、令和8年4月(現在の小学生5年生)から市内中学校共通デザインの のブレザータイプの新制服の導入を目指すことといたしました。 2 新制服の考え方としましては、6点あります。 ア 着心地がよく、暑さ寒さへの適応性に優れ、誰もが快適に着用できること。 イ 家庭でも洗濯が可能で、清潔さ、手入れのしやすさも配慮されていること。 ウ 個別の体型やLGBTQなど、多様性に配慮されていること。 エ 3年間使用した場合の保護者負担額が、現在の制服(詰襟、セーラー服)の平

	均的な価格を下回るか、同程度であること。 オ 生徒や保護者、地域の方から長く愛されるデザインであること。 カ 現在着用している制服から新制服への移行期間は、５年間とする。 以上６点が、「新制服の考え方」でございます。 以上、その他議題（１）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
武内委員	委員会メンバーに、保護者は入っていますか。使う側の意見を聞いていますか。
学校教育課主幹	委員会の構成メンバーは小中学校の校長先生１３名を始め、ＰＴＡ連絡協議会の役員の中から男性１名、女性１名など１６名となっています。ＰＴＡの懇談会や役員会などでご意見を伺っております。
武内委員	制服のデザイン、誰がデザインするかについては、まだ決定されていないということですか。
学校教育課主幹	デザインについてはブレザータイプと決まっていますが、詳細については、今後検討していく段階です。
武内委員	全ての中学生が着用するものですので、できれば著名なデザイナーに依頼し、斬新なデザインの制服になることを期待します。
藤井委員	全校同じデザインですか。また、生徒の意見を聞く機会などがありますか。
学校教育課主幹	市内中学校統一のデザインです。デザイン案の提案がされ、選考の段階で、アンケートなどで意見を聞けたらと考えています。
石崎委員	ＬＧＢＴＱに対応ということですが、ジャケットは共通で、スカートかパンツかを選択できるという認識でよいでしょうか。
学校教育課主幹	スカートかパンツかを選択できるかたちを考えています。ジャケットについても体形に合わせて検討していくと聞いています。
平岡委員	デザイナーに依頼するのではなく、メーカーから提案を受けるかたちですか。
学校教育課主幹	各社メーカーからの提案を受け、マスターメーカーを決定していきます。
平岡委員	選考過程でマスターメーカーが決定したら、他のメーカーは西尾市に制服を卸せないということですか。
学校教育課主幹	マスターメーカー方式で、どのメーカーでも制服を製造提供できる方式と聞いています。
平岡委員	マスターメーカー方式とはどういうものですか。
学校教育課主幹	マスターメーカー方式は、どのメーカーでも製造ができるかたちです。デザインはマスターメーカーが共通仕様書で決めますが、材質などはメーカーにより若干変わってきます。どのメーカーでも同じ制服が製造できますので、メーカーに対して公平性が担保されると考えています。
学校教育課長	制服を扱っている複数のメーカーに、西尾市の新しい制服デザインの提案を依頼します。提案の中から、選考によりマスターメーカーを決定します。マスターメーカーが作成した共通仕様書を公開し、全てのメーカーが使用できるようにしますので、どのメーカーでも仕様書に基づき製造できるかたになります。
藤井委員	年度ごとに製造するメーカーが変わるということですか。
学校教育課長	仕様書に基づき製造していただければ、年度に関係なく、メーカーはいつでも制服製造に参入することができます。
教育長	複数のメーカーが制服を製造し、保護者や生徒がどこのメーカーの制服を購入す

	るか選ぶことになります。
藤井委員	仕様書によって、品質や耐久性が担保されるということですか。
学校教育課主幹	担保されることが望ましいですが、メーカーによって材質等が変わってくると思われま。
教育長	仕様書がどれくらい精密なものになるかは、まだ詰め切れていません。耐久性等の基準を示しても価格の上限が設定されますので、仕様書の基準に合っていれば、メーカーにより若干違いがでてくると思われます。
平岡委員	防寒着まで指定になりますか。
学校教育課主幹	まだ、そこまで検討されていません。既存のウインドブレーカー等を使用することが想定されます。
平岡委員	私立のブレザータイプの学校で、コートまで指定しているところがあります。 スーツスタイルの学校で、コートは規定で色や材質などを決めているところがあります。もし指定する場合は、保護者が迷わないように、しっかりと検討して欲しいと思います。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、(2)生涯学習センター（仮称）設計業務の進捗状況について、説明をお願いします。
生涯学習課長	ただいま議題となりました、その他議題(2)生涯学習センター（仮称）設計業務の進捗状況について、ご説明申し上げます。 22ページをご覧ください。 昨年度実施した基本設計を基に、今年度は実施設計を行っておりますが、現時点での設計業務の進捗状況について報告いたします。 「1 基本設計からの主な変更点」でございますが、23ページから24ページが変更前及び変更後の平面図でございますので、比較しながらご覧ください。 なお、22ページに記載の主な変更点は、24ページの変更後の平面図に丸数字でお示しさせていただいております。 それではまず、(1)間取りの変更につきましては、貸室e横に管理室を設ける予定でしたが、関係課と協議した結果、必要性が無くなったことから、管理室はなくし、倉庫の面積を拡張し事務室側に位置を変更しました。また、多文化ルームKIBOUの事務室及び学習支援室は、運営団体に聞き取りを行い、一体利用できるように変更しました。 次に、(2)階段及びスロープの設置につきましては、建設予定地は敷地が北から南及び西から東にかけて高低差がございますので、その解消のため建物東側のコミュニティ道路から屋外逍遥空間へのアクセス用階段及びスロープを設置することとしました。また、貸室aと多世代交流広場の間の逍遥空間は屋内でつながる形でしたが、先ほど説明いたしました高低差による階段等の設置により、中庭への管理用車両の進入が難しくなったことから、逍遥空間を一部半屋外化し、車両が進入できるように変更しました。 次に、(3)多世代交流広場の面積につきましては、こどもワクワク広場の面積拡張及び幼児用トイレの設置などを行いました。 最後に、(4)外構の変更につきましては、駐車場につきましては、混雑時に駐車スペースから車両が出入りする際の安全面を配慮し、駐車場の一番奥（敷地西側）に車両転回スペースを設置し、すれ違いが可能なように車路幅を拡張しました。

	また、思いやり駐車場及び駐輪場を利用者に配慮した位置に変更しました。 次に（２）こどもワクワク広場（仮称）のイメージにつきましては、２５ページをご覧ください。 コンセプトを「わくわく×つながり×のびのび」とし、こどもの目が輝き、わくわく心が躍る空間。親や子の絆が深まり、地域の人と人が出会いつながる空間。自由に気楽にゆったりのびのび過ごせる空間を目指しております。特に好奇心旺盛なこどもの自発性を高める環境を提供したいという思いで、広場の中でも場所によって多様な体験ができるよう、裸足で生き生き走れる場所、ハラハラする遊具、静かに過ごせるおこもりルームなどを設置してまいります。 今後のスケジュールにつきましては、今年度の実施設計業務は令和７年２月に完了を予定しており、その後、来年度から令和８年度にかけて整備工事を行い、あわせて中央ふれあいセンターの解体及び跡地駐車場の整備工事を行い、令和９年４月の全面供用開始に向けて、事業を進めてまいります。 以上、その他議題（２）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、（３）庁舎等解体工事の変更について、説明をお願いします。
生涯学習課長	ただいま議題となりました、その他議題（３）庁舎等解体工事の変更について、ご説明申し上げます。２６ページをご覧ください。 「１ 工事の変更理由」でございますが、旧吉良町公民館及び旧吉良支所の解体工事において、解体や重機の移動等に伴う振動により、万一周辺建物や工作物に何らかの問題が生じた場合に備え、あらかじめ建物等の状況確認を行うことを目的とした家屋調査を工事に追加するためでございます。 「２ 家屋調査の必要性」でございますが、今回実施する解体工事は、記載のとおり特殊性が認められるため、家屋調査を行う必要があると判断しました。 「３ 調査対象棟数」でございますが、２０棟でございます。 「４ 変更による工事費の増額」ですが、概算で７００万円の増額を見込んでおります。 以上、その他議題（３）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
武内委員	地域住民から苦情などがあったためですか。
生涯学習課長	家屋調査については、入札の際に事業者から質問が出ており、今後、状況により判断すると回答しておりました。また住民説明会で、一部、心配するご意見もありました。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、（４）山本眞輔彫刻展の開催について、説明をお願いします。
観光文化振興課長	ただいま議題となりました、その他議題（４）山本眞輔彫刻展の開催について、ご説明申し上げます。チラシをご覧ください。 西尾市名誉市民である山本眞輔氏の彫刻展を昨年度に引き続き開催いたします。今年度のタイトルは、「山本眞輔彫刻展 人間讃歌－平和を祈りて－２０２４」でございます。会期は令和６年１１月３０日（土）から１２月８日（日）まで、文化交流センター南館で開催いたします。今年で４回目となりますが、今年度は展示作

	品を４６点から３１点に減らし、より作品をじっくりと鑑賞していただける空間となっております。 また、初日と最終日に行われるギャラリートークには、山本氏本人が登壇いたしますので、皆様お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。 以上、その他議題（４）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問もないようですので、日程５を終わります。 教育委員会名義使用として、１０件が提出されています。ご確認をお願いします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和６年１２月１１日水曜日 午前１０時００分から、岩瀬文庫研修ホールで予定されています。ご予約いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会１１月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。